

労務管理プラス 報酬規定

平成22年4月1日改定

第1 顧問報酬（下記の業務内容を継続して行います。）

1. 社会保険・雇用保険の資格取得及び喪失手続。
2. 労働社会保険諸法令に関する相談及び助言。
3. 会社を守る人事・労務管理に関する相談及び助言。
4. 法改正、労務管理動向等の最新情報のお知らせ。

人 員	4人以下	5人～9人	10人～19人	20人～29人	30人～49人	50人～69人
報酬月額	21,000円	31,500円	42,000円	52,500円	63,000円	84,000円
人 員	70人～99人	100人～149人	150人～199人	200人～249人	250人～299人	300人～349人
報酬月額	105,000円	136,500円	168,000円	199,500円	231,000円	262,500円
人 員	350人～399人	400人～499人	500人以上			
報酬月額	294,000円	325,500円	ご相談			

※人員は、事業主（役員を含む）と従業員を合わせた数です。

※料金表は、大阪府社会保険労務士会報酬規定（参考）に準じています。

御社とご契約をする際は、別途お見積りさせていただきますので、お気軽にお問合せ下さい。

第2 給与計算代行業務

基本料金月額 21,000円

一人単価 630円～を加算します。

賞与計算も1回につき給与計算と同様とします。

第3 就業規則、諸規程等の作成・変更

内 容	顧問先	非顧問先
①会社を守る就業規則（新規）及び（変更）	210,000円	262,500円
②賃金・退職金等諸規程	各 105,000円	各 157,500円

※この就業規則等は、一般的なものでありますので、考案を要し、
内容が複雑多岐にわたる場合は別途ご相談させていただきます。

第4 相談報酬（顧問契約会社様は、顧問報酬に含んでいます。）

労働社会保険諸法令についての相談及び助言をします。

一時間 10,500円とします。（スポット契約のお客様のみ。）

第5 その他の業務

大阪府社会保険労務士会報酬規定（参考）に準じて報酬額を決定します。